

平成 22 年 12 月 10 日

各 位

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号  
株式会社 ア ク ロ デ ィ ア  
代表取締役社長 堤 純也  
(コード番号：3823 東証マザーズ)  
問合せ先：取締役副社長 國吉 芳夫  
電話番号：(03)5768-8600(代表)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 22 年 8 月 13 日付「不適切な会計処理等に関する調査結果等のご報告」においてお知らせしましたとおり、当社及び当社の連結子会社である株式会社 AMS において、一部不適切と思われる過去の会計処理について外部調査委員会より調査結果の報告を受け、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正を行い、関東財務局に訂正報告書を提出いたしました。このうち、訂正を行った以下の報告書に関し、本日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 78,149,996 円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

- ① 平成 20 年 3 月期有価証券報告書
- ② 平成 20 年 9 月 第 2 四半期四半期報告書
- ③ 平成 20 年 12 月 第 3 四半期四半期報告書
- ④ 平成 21 年 3 月 第 4 四半期四半期報告書
- ⑤ 平成 21 年 6 月 第 5 四半期四半期報告書
- ⑥ 平成 21 年 8 月期有価証券報告書
- ⑦ 上記①、②、③及び④を参照書類とする平成 21 年 6 月 19 日付有価証券届出書 (※)

(※公衆縦覧期間が経過しておりますため EDINET 上では閲覧出来ませんのでご了承ください。)

当社は、この度の証券取引等監視委員会より勧告されたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第、平成 23 年 8 月期業績への影響を含め、改めて開示する予定です。

この度は、株主の皆様をはじめ関係者の皆様に対して、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、平成 22 年 8 月 27 日付で株式会社東京証券取引所に提出しました「改善報告書」の内容に沿って、再発防止策として、「企業風土の醸成・意識改革」、「当社における経営監視機能の強化」、「業務プロセス改革と管理体制の整備」、「株式会社 AMS における業務運営体制の再構築」に全社一丸となって取り組んでおりますが、今後も改善策を確実かつ継続的に実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

ご参考

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2010/2010/20101210-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20101210-1.htm)

以上